

生徒心得

生徒自身が本校の教育方針を理解し、自主的・積極的に規律ある生活を送り、学業に励み、良い校風と伝統を築くために生徒心得を定める。以上の趣旨をよく理解し、主体的に、あるいは、お互いに協力しあって、豊かな高校生活を送ることに努力しなければならない。

1 通学について

＜自分だけでなく、道路を使用する全ての人の生命を守り、公共心を養う＞

- (1) 交通法規・マナーを遵守する。(スマートフォン・音楽機器の使用・装着等)
- (2) 登下校の際は、休日も含め、本校指定の制服を着用する。
(休日の部活動については教職員の指示に従う。)
- (3) 通学路は人通りのない所や危険な所を避け、事故防止に努める。緊急時は、ひと気のある場所へ逃げ、直ちに110番通報する。帰宅が遅れる場合は、家庭に連絡しておく。
- (4) 交通事故・痴漢・恐喝等に遭遇したら、ただちに警察に連絡し、その後学校に連絡をする。
- (5) 自転車通学希望者は、自転車通学許可願を提出し、承認を受ける。なお、次の点に注意すること。
 - ア 自転車の点検を受け、所定の位置に、ステッカーを貼る。
 - イ 自転車の整備を怠らず、交通法規を守り、常に安全に心がける。
 - ウ 自転車総合保険に加入する事やヘルメットの着用が望ましい。
- (6) 原動機付自転車・自動二輪車・四輪車による同乗は、保護者のみとする。

2 生活全般について

＜法律から校則まで、規則を守ることで、

落ち着いた学習環境・生活環境をつくる＞

- (1) 法律・条令・校則で禁じている行為(飲酒・喫煙・暴力行為等)をしてはならない。
- (2) 頭髮に加工を加えてはならない。この際、改善の指導に従わない場合は、家庭に連絡の上、一時帰宅させ、改善の後に再登校させる指導をすることがある。
- (3) 欠席・遅刻・早退については、HR担任に届け出る。
- (4) 遅刻した場合は、学年職員室で遅刻カードを書き、授業担当者に遅刻カードを提出する。
- (5) 早退・外出の際は、HR担任の許可を受け、許可証を携行する。
- (6) 原則として午後4時までに下校する。それ以降学校に残る場合は、教職員の指示に従う。
- (7) 土曜、日曜・休日には、原則として登校しない。部活動等で登校した場合は、教職員の指示に従う。
- (8) 定期考査開始1週間前から考査終了まで、部活動等は、原則として中止する。
- (9) 校舎・校具等を破損した場合は、すみやかに届け出て、状況により損害の全額あるいは一部を負担する。
- (10) 所持品は責任をもって保管する。貴重品・多額の現金は持ってこない。遺失・拾得物は、係に届け出る。
- (11) スマートフォンを使用する場合は、マナーを守り、学校の指示に従うこと。

3 校外生活について

＜生徒の生命・財産を守り、社会生活や学校生活を

おびやかす要素を排除する＞

- (1) 不健全な場所へは、立ち入らない。
- (2) 夜間の外出（特に午後10時以降）、外泊はしない。
- (3) 友人特に異性との交際は、品位を失わず、互いの人格の尊重と向上に努める。
- (4) アルバイトは、保護者同意のもとにアルバイト許可願を提出し、アルバイト許可証をもらい行う。
- (5) 旅行をする際に学割証が必要な者は、旅行届（学割発行願）を提出する。
- (6) 自分や他の生徒が、事故や災害にかかわったり、補導を受けた時は、ただちに学校・HR担任へ連絡する。

4 交通安全について

＜自分だけでなく、道路を使用する全ての人の生命を守り、公共心を養う＞

- (1) 原動機付自転車・自動二輪車・四輪車等の運転免許の取得、運転、同乗及び購入は、禁止する。
- (2) 3年生の普通免許取得は、運転免許取得許可願を提出し、承認を受ける。

5 政治活動・選挙運動・宗教活動について

＜信教の自由、思想・信条の自由を相互に尊重しあう社会性と公共性を養う＞

- (1) 学校敷地内の政治活動・選挙運動は禁止する。又、主に勧誘等を目的とした宗教活動を禁止する。
- (2) 学校外での活動は、法令等を守って行うこととする。
- (3) 上記に違反が見られた場合、指導措置を行う。もしくは、関係機関に通報する。

6 下記の場合には、所定の手続きを経て許可を得る。

- (1) 授業以外での校舎、校庭、校具の利用
- (2) 生徒主催の校内集会など
- (3) ポスター等の掲示、印刷物の配布
- (4) 生徒による、金品の徴収
- (5) 合宿、大会、発表会など

補足 生徒心得及び校則に不都合がある場合は、まず、担任・学年生徒指導部職員・学年主任に申し出ること。必要性を考慮し、生徒指導部会・職員会議で協議するものとする。

服装規程（令和5年度2・3年生）

服装は、生徒個人の品位をあらわす。また、制服は、鎌ヶ谷西高校生であるという自覚や外部からの認知及び教育的効果を期待している。社会では、TPOに合わせた服装・身だしなみは、社会人として最低限のマナーであり、進路活動にも直結することなどから、本校では厳しく指導している。校内外を問わず、質素、端正、清潔に心がけること。

1 制服

(1) 男子

- ア 上衣・ズボンは、本校指定のものとする。
- イ ワイシャツは、白無地とする。
- ウ 夏季は、左胸ポケットに略章をつけたワイシャツを着用する。半袖も可。
- エ 通学靴は、黒又はこげ茶の短靴か、華美でない運動靴とする。
- オ 靴下は、白・黒・紺・灰のソックスとする。ワンポイントは可。
- カ ベルトは、黒か茶の無地のものを着用する。

(2) 女子

- ア 上衣・スカート・スカーフは、本校指定のものとする。
- イ スカートの長さは、ひざにかかる長さとする。
- ウ 通学靴は、男子に準ずる。
- エ 靴下は、白・黒・紺・灰のソックスとする。ワンポイントは可。又は、無地の黒・ベージュのストッキングもしくはタイツとする。くるぶしが隠れる長さのソックスを着用する。ルーズソックスは不可。

(3) 制服については、変形等の一切の加工は認めない。

(4) 式典は別に定める。

2 冬服、夏服の期間

(1) 冬服 11月1日～翌年5月31日

(2) 夏服 6月1日～10月31日

※夏服と冬服の切替え、移行期間の開始・終了は天候状況により学校が判断する。移行期間では、気温に合わせてどちらを着用しても良い。

3 外装類

- (1) コートは、華美でないものとする。
- (2) パーカー・スウェット・カーディガン等は、着用しない。
- (3) マフラー等の防寒着は、華美でないものとする。
- (4) 上履は、本校指定のものを使用する。
- (5) セーターは、本校指定のものが望ましい。ただし、市販品のセーター・ベストの着用も可とする。
- (6) 市販品のセーターやベストは、Vネックで前開きでないものとする。色は、白・黒・紺・グレー・茶の無地とする。ワンポイントは可。長さは、学校指定セーターに準ずる。

4 徽章類

(1) 男子

- ア 上衣の左襟に、校章を刺繍する。
- イ 右襟に、クラス章をつける。
- ウ 夏季は、所定のワイシャツの左胸ポケットに、略章をつける。

(2) 女子

- ア 上衣の中央に、校章を刺繍する。
- イ 左胸に、クラス章をつける。
- ウ 夏服については、クラス章を省略して可。

5 その他

- (1) 頭髪については、清潔，端正を心がけ，パーマメント，脱色，染色，つけ毛・ウィッグ等の加工をしない。(モヒカン刈り，剃り込みライン等の奇抜な髪型も禁止する。)
- (2) ネックレス，指環，ピアス等の装飾品は，身につけない。
- (3) タトゥー・化粧・マニキュア（手・足の爪）等は，禁止する。
- (4) 規定外の服装着用等の場合は，異装許可願を提出し，許可を得る。

服装規程（令和5年度1年生）

服装は、生徒個人の品位をあらわす。また、制服は、鎌ヶ谷西高校生であるという自覚や外部からの認知及び教育的効果を期待している。社会では、TPOに合わせた服装・身だしなみは、社会人として最低限のマナーであり、進路活動にも直結することなどから、本校では厳しく指導している。校内外を問わず、質素、端正、清潔に心がけること。

1 制服

(1) 冬服

- ア 本校指定のブレザー・スラックスまたはスカート・ワイシャツ・ネクタイまたはリボン
を常に着用すること。スカートの長さは、ひざにかかる長さとする。
- イ ブレザーの左襟に学年章をつけること。
- ウ ワイシャツは、白無地とする。
- エ 通学靴は、黒又はこげ茶の短靴か、華美でない運動靴とする。
- オ 靴下は、白・黒・紺・灰のソックスとする。ワンポイントは可。又は、無地の黒・ベージュのストッキングもしくはタイツとする。くるぶしが隠れる長さのソックスを着用する。
ルーズソックスは不可。
- カ ベルトは、黒か茶の無地のものを着用する。
- キ 制服については、変形等の一切の加工は認めない。
- ク 式典は別に定める。

(2) 夏服

- ア 本校指定のスラックスまたはスカート・ワイシャツまたはポロシャツを常に着用すること。
スカートの長さは、ひざにかかる長さとする。ネクタイまたはリボンの着用は任意とする。
- イ ワイシャツは白無地とする。
- ウ 通学靴、靴下、ベルトは冬服に準ずる。
- エ 制服については、変形等の一切の加工は認めない。
- オ 式典は別に定める。

2 冬服、夏服の期間

(1) 冬服 11月1日～翌年5月31日

(2) 夏服 6月1日～10月31日

※夏服と冬服の切替え、移行期間の開始・終了は天候状況により学校が判断する。移行期間では気温に合わせてどちらを着用しても良い。

3 外装類

- (1) コート類は、華美でないものとする。
- (2) パーカー・スウェット・カーディガン等は、着用しない
- (3) マフラー等の防寒着は、華美でないものとする。
- (4) 上履は、本校指定のものを使用する。
- (5) セーター・ベストは、各自、市販品を購入する。
- (6) セーターやベストは、Vネックで前開きでないものとする。色は、白・黒・紺・グレー・茶の無地とする。ワンポイントは可。長さは、ブレザーに隠れる程度とする。

4 その他

- (1) 頭髮については、清潔、端正を心がけ、パーマメント、脱色、染色、つけ毛・ウィッグ等の加工をしない。(モヒカン刈り、剃り込みライン等の奇抜な髪型も禁止する。)
- (2) ネックレス、指環、ピアス等の装飾品は、身につけない。
- (3) タトゥー、化粧・マニキュア（手・足の爪）等は、禁止する。
- (4) 規定外の服装着用等の場合は、異装許可願を提出し、許可を得る。